



平成 22 年 11 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社日立メディコ
代表者名 執行役社長 三木 一克
(コード：6910、東証第一部)
問合せ先 執行役常務総務本部長 勝倉 教文
(TEL. (03) 3526-8880)

**アロカ株式会社株式にかかる公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う
「アロカ株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の訂正
及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ**

株式会社日立メディコは、平成 22 年 11 月 8 日にアロカ株式会社（コード番号：7704 東京証券取引所）の株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを公表いたしました。本日、金融商品取引法第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局に提出いたしました。

これに伴い、平成 22 年 11 月 8 日付「アロカ株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び平成 22 年 11 月 9 日付「公開買付開始公告」の内容を下記の通り訂正いたしますので、お知らせいたします。

なお、本訂正は、金融商品取引法 27 条の 3 第 2 項第 1 号に定義される買付条件等の変更ではありません。

記

I. 訂正届出書の内容

平成 22 年 11 月 9 日付で提出した公開買付届出書（平成 22 年 11 月 17 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正されたものをいいます。）の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。訂正の内容は、以下のとおりであります。

- ・ ドイツ競争制限禁止法との関係において、本公開買付けによる株式取得について、別途承認を取得したこと。

II. 平成 22 年 11 月 8 日付「アロカ株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の訂正内容

平成 22 年 11 月 8 日付「アロカ株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」について、以下の通り訂正いたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

2. 買付け等の概要

(9) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第 14 条第 1 項第 1 号イないしリ及びヲないしソ、第 3 号イないしチ、第 4 号、並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事情のいずれかが生じた場合(公開買付け期間(延長した場合を含みます。)満了の前日までに、①ドイツ競争制限禁止法に基づき、待機期間が終了せず、かつ、連邦カルテル庁から別途承認も得られなかった場合、②オーストリア競争法に基づき、待機期間が終了せず、かつ、オーストリア当局の要請放棄が得られない場合)は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(訂正後)

金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第 14 条第 1 項第 1 号イないしリ及びヲないしソ、第 3 号イないしチ、第 4 号、並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事情のいずれかが生じた場合(公開買付け期間(延長した場合を含みます。)満了の前日までに、オーストリア競争法に基づき、待機期間が終了せず、かつ、オーストリア当局の要請放棄が得られない場合)は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

Ⅲ. 平成 22 年 11 月 9 日付「公開買付開始公告」の訂正内容

平成 22 年 11 月 9 日付「公開買付開始公告」について、以下の通り訂正いたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

2. 公開買付けの内容

(14) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第 14 条第 1 項第 1 号イないしリ及びヲないしソ、第 3 号イないしチ、第 4 号、並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事情のいずれかが生じた場合(公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の前日までに、①ドイツ競争制限禁止法に基づき、待機期間が終了せず、かつ、連邦カルテル庁から別途承認も得られなかった場合、②オーストリア競争法に基づき、待機期間が終了せず、かつ、オーストリア当局の要請放棄が得られない場合)は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(訂正後)

金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第 14 条第 1 項第 1 号イないしリ及びヲないしソ、第 3 号イないしチ、第 4 号、並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事情のいずれかが生じた場合(公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の前日までに、オーストリア競争法に基づき、待機期間が終了せず、かつ、オーストリア当局の要請放棄が得られない場合)は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(ご参考) 本公開買付けの概要

1. 対象者名

アロカ株式会社

2. 買付け等の期間（届出当初の買付け等の期間）

平成 22 年 11 月 9 日（火曜日）から平成 22 年 12 月 27 日（月曜日）まで（33 営業日）

3. 買付け等の価格

普通株式 1 株につき金 1,075 円

4. 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
23,855,900(株)	—(株)	—(株)

(注) 本公開買付けの詳細は、平成 22 年 11 月 8 日公表の当社プレスリリース「アロカ株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載のとおりであります。

以 上

■お問い合わせ先

コールセンター

TEL 0120-770-241（フリーダイヤル）

受付時間 9:00～18:00（土・日・祝祭日を除く）

（開設期間 平成 22 年 11 月 8 日～平成 23 年 1 月 5 日）

■報道機関・IR 関係お問い合わせ先

株式会社日立メディコ 法務・コミュニケーション部

TEL 03-3526-8809

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとしします。